

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則(令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正案
(実施日) 第3条 預かり保育を実施する日は、<u>生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園にあつては毎週月曜日から金曜日までとし、その他の幼稚園にあつては毎週月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日とする。</u>ただし、その日が生駒市立幼稚園規則(昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号)第3条第1項各号に定める休園日、年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。)又は生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けて幼稚園の園長(以下「園長」という。)が指定する日(以下これらを「休園日等」という。)に当たる場合は、この限りでない。 2 前項ただし書の規定にかかわらず、生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園については、生駒市立幼稚園規則第3条第1項第3号に規定する夏期休園日、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日(以下これらを「三期休園日」という。)に預かり保育を実施するものとする。ただし、預かり保育を実施する日が生駒市幼稚園規則第3条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に定める休園日、年末年始の休日又は委員会の承認を受けて幼稚園の園長が指定する日に当たる場合は、この限りでない。 (預かり保育料の納付等) 第6条 略 2 前項の規定による納付があつた後、法<u>第30条の4第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る預かり保育料については、<u>月額11,300円</u>を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。 別表(第6条関係) 1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料 (1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合	(実施日) 第3条 預かり保育を実施する日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、その日が生駒市立幼稚園規則(昭和46年2月生駒市教育委員会規則第1号)第3条第1項各号に定める休園日、年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。以下同じ。)又は生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けて幼稚園の園長(以下「園長」という。)が指定する日(以下これらを「休園日等」という。)に当たる場合は、この限りでない。 2 前項ただし書の規定にかかわらず、生駒市立南幼稚園及び生駒市立認定こども園生駒幼稚園については、生駒市立幼稚園規則第3条第1項第3号に規定する夏期休園日、同項第4号に規定する冬期休園日及び同項第5号に規定する春期休園日(以下これらを「三期休園日」という。)に預かり保育を実施するものとする。ただし、預かり保育を実施する日が生駒市幼稚園規則第3条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号に定める休園日、年末年始の休日又は委員会の承認を受けて幼稚園の園長が指定する日に当たる場合は、この限りでない。 (預かり保育料の納付等) 第6条 略 2 前項の規定による納付があつた後、法<u>第30条の4第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る預かり保育料については、<u>月額450円</u>を上限として、既納の預かり保育料を当該小学校就学前子どもの保護者に還付するものとする。<u>ただし、1月につき、その還付の額が11,300円を超える場合には、当該額は11,300円とする。</u> 別表(第6条関係) 1 生駒市立南幼稚園又は生駒市立認定こども園生駒幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料 (1) 三期休園日以外に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	300
	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	1,050
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	1,650
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0	2,100
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0	900
	午後2時から午後6時	0	1,350

		預かり保育料の額	
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	300円
	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,050円
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	1,650円
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	0円	2,100円
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	0円	900円
	午後2時から午後6時	0円	1,350円

	時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)		
法第30条の4第1項	午前7時30分から午前8時30分まで	<u>0</u>	<u>150</u>
第2号に掲げる小学校就学前子ども	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	<u>0</u>	<u>525</u>
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	<u>0</u>	<u>825</u>
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	<u>0</u>	<u>1,050</u>
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	<u>0</u>	<u>450</u>
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	<u>0</u>	<u>675</u>

備考

	時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)		
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもであつて、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	<u>0円</u>	<u>150円</u>
	午前11時30分から午後3時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	<u>0円</u>	<u>525円</u>
	午前11時30分から午後5時まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	<u>0円</u>	<u>825円</u>
	午前11時30分から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午前11時30分である場合)	<u>0円</u>	<u>1,050円</u>
	午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	<u>0円</u>	<u>450円</u>
	午後2時から午後6時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	<u>0円</u>	<u>675円</u>

備考

1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があると

この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第14号。以下「条例」という。)別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども	午前7時30分から午前8時30分まで	0	300
	午前8時30分から正午まで	0	1,050
	午前8時30分から午後5時まで	0	2,550
	午前8時30分から午後6時30分まで	0	3,000
	正午から午後5時まで	0	1,500
	正午から午後6時30分まで	0	1,950
法第30条	午前7時30分から	0	150

きは、これを切り捨てた額とする。

2 この表の規定にかかわらず、生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第14号。以下「条例」という。)別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

(2) 三期休園日中に預かり保育を利用する場合

		預かり保育料の額		
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1月当たりの利用日数が11日以上	1月当たりの利用日数が10日以下
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)	午前7時30分から午前8時30分まで	0円	月額3,200円	日額300円
	午前8時30分から正午まで	0円	月額11,200円	日額1,050円
	午前8時30分から午後5時まで	0円	月額27,200円	日額2,550円
	午前8時30分から午後6時30分まで	0円	月額32,000円	日額3,000円
	正午から午後5時まで	0円	月額16,000円	日額1,500円
	正午から午後6時30分まで	0円	月額20,800円	日額1,950円
	上記に掲げる利用時間帯をまたぐ場合	0円	月額32,000円	
法第30条	午前7時30分から	0円	月額1,600円	日額150円

の4第1項 第2号に掲げる小 学校就学 前子ども	午前8時30分まで		
	午前8時30分から 正午まで	0	525
	午前8時30分から 午後5時まで	0	1,275
	午前8時30分から 午後6時30分まで	0	1,500
	正午から午後5時 まで	0	750
	正午から午後6時3 0分まで	0	975

備考

この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

の4第1号 に掲げる 小学校就 学前子ど もであつ て、その 保護者が 1月にお いて、48 時間以上 64時間未 満の労働、介護、 看護又は 修学をす ることを 常態とす る者であ るもの及 び法第30 条の4第2 号に掲げ る小学校 就学前子 ども	午前8時30分まで		円	
	午前8時30分から 正午まで	0円	月額5,600円	日額 525 円
	午前8時30分から 午後5時まで	0円	月額13,600円	日額1,275円
	午前8時30分から 午後6時30分まで	0円	月額16,000円	日額1,500円
	正午から午後5時 まで	0円	月額8,000円	日額750円
	正午から午後6時3 0分まで	0円	月額10,400円	日額975円
	上記に掲げる利用 時間帯をまたぐ場 合	0円	月額16,000円	

備考

- 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額(円)	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1項	午後2時から午後3時まで	0	300
第1号に掲げる小学校就学前子ども	午後2時から午後4時まで	0	600
	午後2時から午後4時30分まで	0	750

2 その他の幼稚園に通園する小学校就学前子どもに係る預かり保育料

		預かり保育料の額	
		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	その他の世帯
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども(次項に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。)	午後2時から午後3時まで	0円	300円
	午後2時から午後4時まで	0円	600円
	午後2時から午後4時30分まで	0円	750円
法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子ども	午後2時から午後3時まで	0円	150円
	午後2時から午後4時まで	0円	300円

<u>法第30条の4第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>	午後2時から午後3時まで	<u>0</u>	<u>150</u>	<u>学前子どもであつて、その保護者が1月において、48時間以上64時間未満の労働、介護、看護又は修学をすることを常態とする者であるもの及び法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>	午後2時から午後4時30分まで	<u>0円</u>	<u>375円</u>
	午後2時から午後4時まで	<u>0</u>	<u>300</u>				
	午後2時から午後4時30分まで	<u>0</u>	<u>375</u>				
備考 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。				備考 1 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもの預かり保育が実施されている場合において、第2子以降の預かり保育料の額は、この表に定める預かり保育料の額に0.5を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 2 この表の規定にかかわらず、条例別表備考第9項各号に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。			